

平成29年7月27日開催
根室保健所及び中標津保健所感染症診査協議会結核部会
【概要版】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、「法」という。）第24条の規定に基づき、次のとおり会議が開催されました。

1. 開催日時

平成29年7月27日（木） 16:45 ～

2. 開催場所

根室保健所（根室市弥栄町2丁目1番地） 2階 結核相談室

3. 出席委員 4名

委 員	出 欠
杉木 部会長	出
川本 委員	欠
田辺 委員	出
岡田 委員	出
谷内田 委員	出

4. 議事

(1) 報告案件 件

項 目	根 拠	件 数
就業制限 （緊急）	法第18条第6項	
入院勧告	法第19条第7項（第26条第2項で準用。）	
入院延長	法第20条第1項及び第4項（第26条第2項で準用。）	

(2) 諮問案件 3件

項 目	根 拠	結 果	
		承 認	不承認
就業制限	法第18条第1項		
入院延長	法第20条第1項及び第4項（第26条第2項で準用。）		
通院医療	法第37条の2第1項	3	

5. 会議で配布した資料（資料は非公開）

諮問書

6. その他

当会議は、感染症患者等の病状や治療計画等をもとに、入院の可否や医療費公費負担の可否を審議していますが、審議内容の詳細については非公開としています。